

高齢者と介護家族のためのサービス

平成29年4月



高齢者のみなさんが住み慣れた土地でいつまでもいきいきとした日常生活が送れるよう東根市には介護予防・生活支援などのさまざまなサービスがあります。また家庭で高齢者を介護している家族の方に対してさまざまなサービスがあります。サービスの内容についてくわしく知りたい方やサービスを申込みたい方は市の担当係、東根市社会福祉協議会、担当区域の地域包括支援センターまでお問い合わせください。

東根・神町地区

東根市地域包括支援センター 42-3939（東根市ふれあいセンター内）

大富・小田島・長瀬地区

東根市地域包括支援センターしろみず 53-0600(第二白水荘内)

東郷・高崎地区

東根市地域包括支援センターしろみずサブセンター 53-0606（白水荘内）

～高齢者と介護家族のためのサービス 目次～

いつまでもいきいきと過ごすために

東根市高齢者見守りネットワーク事業	4ページ
生きがい活動支援通所事業(いきいきまじや～れ)	
ふれあい・いきいきサロン(高齢者対象)	
高齢者いきいきふれあいサロン推進事業	
高齢者生きがい活動支援事業 (シニアパソコン教室)	5ページ
介護予防教室	
ヘルプアップ住ま居る事業 (旧軽度生活援助事業)	
高齢者世帯等雪下ろし支援事業	
緊急通報体制等整備事業 (緊急通報システム)	6ページ
ふれあい配食サービス	
単身高齢者ふれあいの広場	
おでかけさぽーとタクシー事業	
運転リリーフ事業	7ページ
タクシーサービス事業	
敬老祝品	
東根市大げやき長寿祝	
心配ごと相談所	8ページ
介護保険制度	
訪問歯科診療	
高齢者移動サービス事業	
東根市SOSネットワーク事業	9ページ
はいかい高齢者家族等支援事業	
車椅子貸出事業	
家族介護教室	
介護者リフレッシュ事業 (在宅介護者の集い)	10ページ
家族介護者交流激励支援事業	
家族介護用品支給事業	
在宅家族介護者支援事業	

支援や介護が必要になっても

福祉タクシー券	10ページ
給油券	
人工透析患者への通院交通費の支給	
駐車禁止除外の取扱い	
身体障がい者等用駐車施設利用証の交付	11ページ
おむつ給付券	
在宅酸素療法者支援事業	
補装具の交付及び修理	
自動車改造費助成	12ページ
介護用車両費助成	
日常生活用具の給付	
有料道路通行料金割引	
NHK放送受信料の免除	13ページ
自動車税、軽自動車税、自動車取得税の免除	
JRの旅客運賃割引	
バス運賃の割引	

航空運賃の割引	14ページ
図書の宅配サービス	15ページ
手話通訳者及び要約筆記奉仕員派遣	
自立支援医療(更生・育成医療)の給付	
声の広報	
自立支援医療(精神通院医療)	16ページ
成年後見制度	
福祉サービス利用援助事業	

金銭面での支援

生活福祉資金貸付	17ページ
生活困窮者自立支援制度	
たすけあい資金貸付	
生活保護	

別添資料

東根市介護保険サービスマップ	東根市内の介護保険サービス事業所を地図に記入しております
東根市介護保険サービス一覧	東根市内の介護保険サービス事業所をまとめたものです

○東根市高齢者見守りネットワーク事業

内容 登録すると、氏名・生年月日・緊急連絡先・かかりつけ医などが記載された『在宅カード』等をお渡します。登録内容は、東根市福祉課、地域包括支援センター、民生委員児童委員で共有し、必要に応じて見守り訪問を行います。災害時には、登録情報を消防署や警察署などへ提供し、迅速な支援を行います。

対象者 東根市在住で見守りが必要な65歳以上の高齢者

費用 登録は無料

申込 担当地区の民生委員児童委員・東根市地域包括支援センター 42-3939
東根市地域包括支援センターしろみず 53-0600・東根市地域包括支援センターしろみずサブセンター 53-0606



○生きがい活動支援通所事業(いきいきまじゃ〜れ)

内容 さくらんぼ東根温泉の旅館を会場に、健康づくりや温泉入浴などを行い、高齢者の方々が健康でいきいきとした生活が送れるように支援を行います。自宅付近まで各旅館等のマイクロバスで送迎します。利用時間は午前10時～午後3時30分までです。11月から3月までは午前10時から午後3時までです。持ち物は、タオル・バスタオル・ひざかけです。利用は地区ごとに利用日を指定します(月に2回程度)。

対象者 65歳以上で、介助なしで入浴や各種活動ができる方
※ただし、要介護(要支援)認定を受けている人は対象となりません。

費用 1回1,000円を当日集めます(昼食代を含みます)

申込 東根市社会福祉協議会 43-6201



○ふれあい・いきいきサロン(高齢者対象)

内容 地域を拠点に参加者とボランティアが共同で企画をし、内容を決めともに運営していく仲間づくり、居場所づくりの活動です。地域のつながりを作る集いの場所です。お茶などを飲みながらおしゃべりなどをし、参加者全員で楽しい時間を過ごします。

お問合せ 東根市社会福祉協議会 41-2361

○高齢者いきいきふれあいサロン推進事業

目的 高齢者の生きがいづくり、隣近所の絆を深めるための地域の交流の場づくりとして、サロンの新設と活動促進を図ります。

対象 地域の高齢者が一定の場所に集い、生きがいづくりや仲間づくりなど、社会的孤立の防止を目的に行う活動で、次の要件を満たすサロンに対して助成します。

- (1) サロンの実施単位は単位行政区。ただし、地域の実情により実施単位を拡大縮小することも可能。
- (2) 特定の趣味や交友範囲に限定されることがなく、区域内に居住するすべての高齢者が自由に参加できること。
- (3) 年間6回以上開催していること。

内容 ① 活動支援補助金

サロン活動に必要な資材や備品などの購入への助成。最高5万円で、初年度および次年度の1回の申請のみ

② 運営支援補助・活動推進応援補助

サロンを開催した際の茶菓代などの助成。参加人数、交付期間により、交付額に変動あり。

お問合せ 東根市社会福祉協議会 41-2361

○高齢者生きがい活動支援事業(シニアパソコン教室)

内容 高齢者の生きがい活動支援としての、シニアボランティアの指導によるシニア向けのパソコン教室です。月曜日と木曜日の2コースあり、各コース全10回で、年間2期開催します。ふれあいセンターの2階にて13時30分～16時30分で開催します。指導者も高齢者なので和気あいの雰囲気の中、初心者の方も基本中の基本から気兼ねなく質問もでき、楽しく学ぶことができます。

対象者 60歳以上でパソコン操作をしたことがない方
各コース10名(申込多数の場合は高齢者優先になります)

申込 東根市社会福祉協議会 41-2361
開催時期が近づきましたら、市報や東根市社会福祉協議会ホームページに募集を掲載します。
詳しい日程等はお問い合わせください。

費用 3,000円(資料代含む)



○介護予防教室

内容 介護予防や健康づくりを目的に、さまざまな教室を開催します。

いきいき健康教室・スポーツクラブを利用した運動教室・元気で到達者塾
もっとげんき教室・脳トレおれんじクラブほか

随時、市報や公民館だよりに掲載してお知らせします。

対象者 65歳以上の方
会場 さくらんぼtantokulセンター、地域の公民館など
費用 教室によって一部自己負担があります。

お問合せ 市福祉課長寿介護係 42-1111(内線2166)詳しくはお問い合わせください。



○ヘルプアップ住ま居る事業(旧軽度生活援助事業)

内容 援助内容は、清掃や調理などの家事補助、家周辺の手入れ、軽微な修繕、玄関前除雪、家具転倒防止器具設置、電球交換、買い物支援などです。
※内容の詳細や費用については、お問い合わせください。

対象者 65歳以上の一人暮らしの世帯、65歳以上の高齢者のみの世帯、障がい者のみの世帯等
申込 シルバー人材センター 42-4680

○高齢者世帯等雪下ろし支援事業

内容 雪下ろし等の作業に要した経費の5分の4以内の額で、1世帯につき同一年度内で24,000円を上限に補助します。

対象者 ①65歳以上のみの世帯
②65歳以上および身体障がい者(身体障害者手帳1級または2級所持者)のみの世帯
③障がい者のみの世帯
④上記に準ずる世帯 ※市内に子がいる世帯、生活保護受給世帯を除きます。

申込 市福祉課長寿介護係 42-1111(内線2166)詳しくはお問い合わせください。

○緊急通報体制等整備事業(緊急通報システム)

内容 急病や事故・火災等の緊急事態に対処する為に、自宅に通報機器やセンサーを設置し、生活に対する安全の確保と不安の解消を図ります。(協力員2名、親族1名の登録が必要)

対象者 65歳以上の一人暮らしの世帯、65歳以上の高齢者のみの世帯

費用 月額 300円

申込 市福祉課長寿介護係 42-1111(内線2166)詳しくはお問い合わせください。

○ふれあい配食サービス事業

- 内容 食事の調理などが困難な一人暮らしの高齢者などを対象に、栄養バランスに配慮した食事(弁当)を月2回お届けするとともに、安否の確認を通して、自立した在宅生活を支援します。
- 対象者 65歳以上の一人暮らしの世帯、75歳以上の高齢者のみの世帯
- 費用 個人負担分 1食150円 月2回
- お問合せ 担当地区の民生委員・児童委員、東根市社会福祉協議会 41-2361



○単身高齢者ふれあいの広場

- 内容 外出や交流の機会の少ない一人暮らしの高齢者の方が年に1回集まり、参加者やボランティアと交流を図る事業です。自宅付近までバス等で送迎し、旅館等で会食懇親・入浴・余興・健康相談(血圧測定)を行います。
- 対象者 65歳以上の単身高齢者
- 費用 参加費1,000円(昼食代を含みます)
- 申込 担当地区の民生委員児童委員
- お問合せ 東根市社会福祉協議会 41-2361



○おでかけさぼーとタクシー事業

- 内容 利用券1枚当たり、620円の小型タクシー乗車料金に使える券を支給
- 助成内容 4・5・6月の申請—利用券24枚(加算区 36枚)
7・8・9月の申請—利用券18枚(加算区 27枚)
10・11・12月の申請—利用券12枚(加算区 18枚)
1・2・3月の申請—利用券6枚(加算区 9枚)
- 加算区 東郷の一部(入、上の台、川向、八幡町、向原、沼沢各区、猪野沢各区)
高崎全部・大富の一部(荷口)
- 対象者 満70歳以上の人で、次の①～③のすべてに該当する人
①要介護(要支援)認定を受けていない人
②福祉タクシー利用券の交付を受けていない人
③普通自動車の運転免許証を、本人と配偶者がもっていない人
- 申込 市福祉課長寿介護係 42-1111(内線2166)
印鑑と医療保険被保険者証を持参の上、福祉課14番窓口で申請してください。
※申請を代行される場合は、代行者も印鑑を持参してください。



○運転リリーフ事業

- 内容 市内のタクシー会社で利用できるタクシー利用券2万円分(500円券を40枚)を運転免許証返納時1回限り贈呈します
- 対象者 平成28年4月1日以降に運転免許証を満65歳以上になって自主返納された方
- 申込 市生活環境課 市民生活係 42-1111(内線2171・2172)
運転免許自主返納時に県公安委員会より発行された運転免許証の取消通知書と印鑑を持参の上、申請してください。

○タクシーサービス事業

- 内容 小型タクシー乗車料金の1割を助成します。
- 対象者 75歳以上の高齢者の方対象で、東根市内のタクシー会社を使用する方
(※ただし、条件あり)
- 利用方法 後期高齢者医療被保険者証を持参して、運転手の方に見せてください。
詳しくは、東根市内のタクシー会社にお問い合わせください。



○敬老祝品

- 対象者及び内容
- | | |
|--------------|---------------|
| ①長寿(満年齢100歳) | 国より賀詞及び記念品の贈呈 |
| ②白寿(数え年99歳) | 県より賀詞の贈呈 |
| ③米寿(数え年88歳) | 市より記念品の贈呈 |
- 担当 市福祉課地域福祉係 42-1111(2141~2144)



○東根市大げやき長寿祝

- 対象者 4月1日現在において東根市住民基本台帳に登録されている方で、数え年100歳の方
- 内容
- | | |
|-----------------------|---------|
| ①東根市に連続して20年以上居住している方 | 賀詞及び祝金 |
| ② ①以外の方 | 賀詞及び記念品 |
- ※贈呈は4月を基本とし、遅くとも5月末までに行います。
- 担当 市福祉課地域福祉係 42-1111(2141~2144)

○心配ごと相談所

- 内容 安心して日常生活を送っていただくためにさまざまな困りごとや心配ごとの相談に応じます。
- | | | | |
|----------|-------|---------------|------------|
| ☆心配ごと相談所 | 毎週水曜日 | 9時30分~14時30分 | (相談員が応じます) |
| ☆無料法律相談所 | 第二水曜日 | 13時00分~16時00分 | (弁護士が応じます) |
- ※無料法律相談所については予約が必要です。
- お問合せ 東根市社会福祉協議会 41-2361

支援や介護が必要になっても

○介護保険制度

- 内容 介護や支援を必要とし、要介護1~5または要支援1、2と認定された方が、保険が適用される在宅サービスや施設サービス等を1割(一定以上の所得がある人は2割)の自己負担で利用できます。ただし、要介護状態区分に応じて上限があり、超えた分は、全額自己負担になります。また、食費や居住費等、保険対象外も全額自己負担になります(サービスによって減免制度があります)。
- 申請 市福祉課長寿介護係 42-1111(2161、2162、2166、2168)
- お問合せ 上記窓口のほか
担当地区の地域包括支援センターや指定居宅介護支援事業所にもご相談ください。

○訪問歯科診療

- 内容 寝たきりの高齢者や身体の不自由な人のために歯科医師が往診して在宅で治療してくれます。
- お問合せ 市子育て健康課成人健康係 43-1155(内線123~126)
- その他 歯科医師の交通費は自己負担になります



○高齢者移動サービス事業

- 内容 要介護高齢者の移送料金の一部を助成し、在宅家族介護者の経済的負担を軽減する事業です。
- 対象者 要介護4または5の認定を受けた方で、移動の際にリフト付きタクシーやストレッチャー装着車の利用が必要な方(身体障害者手帳所持者などは福祉タクシー券による助成制度があるため、どちらか一方の利用です)。
- 申込 市福祉課長寿介護係 42-1111(内線2166)

○東根市SOSネットワーク事業

- 内容 認知症で徘徊のある人の情報を包括支援センターに登録し、行方不明になった場合に警察署などに登録情報を提供し、早期発見につながるよう支援します。登録すると、緊急連絡先等を印刷した布のシートを配布します。布のシートは、いつも着る上着や持ち歩くバッグなどにアイロンで貼りつけることができます。登録は無料です。
- 対象者 東根市在住で徘徊し行方不明になるおそれのある高齢者又は若年性認知症の方
担当地区の民生委員児童委員・東根市地域包括支援センター 42-3939
- 申込 東根市地域包括支援センターしろみず 53-0600
東根市地域包括支援センターしろみずサブセンター 53-0606

○はいかい高齢者家族等支援事業

- 内容 はいかい行動で居場所がわからなくなった場合にそなえ、民間事業所が提供するGPS機能付きの機器とサービスを利用する場合、その初期費用(上限10,000円。1回のみ)と基本料金(上限700円/月)を助成します。
※明細がわかる請求書及び領収書等を添えて、3月末までに申請して下さい。
- 対象者 市内に住所を有し在宅で生活する、認知症徘徊のみられる高齢者またはその方を介護する家族
- お問合せ 市福祉課長寿介護係42-1111(内線2166)

○車椅子貸出事業

- 内容 緊急に車椅子が必要になった場合や旅行で使用したい場合などに車椅子を無料で貸出します。長期貸出の際は3ヶ月毎に更新手続きをしていただきます。
- 対象者 貸出希望の方(特に制限はありませんが、台数に限りがあります)
- 申込 東根市社会福祉協議会 41-2361



○家族介護教室

- 内容 安心して在宅介護を継続できるように、高齢者の介護(口腔ケア、排泄ケア、認知症ケアなど)に関する知識を深める教室です。
- 対象者 自宅で介護されている方や高齢者の介護に興味のある方
- 申込 開催時期が近づいたら、市報等を活用して広報します。
東根市社会福祉協議会 41-2361



○介護者リフレッシュ事業(在宅介護者のつどい)

- 内容 在宅介護者の介護の疲れを癒し、心身のリフレッシュと介護者同士の交流を図っていただきます。年に1回、旅館等で会食懇親・入浴・余興・介護相談・健康相談等を行います。
- 対象者 市内在住で、在宅で寝たきり・認知症等の高齢者・障がい児者を介護している方(要介護度は関係ありません)
- 費用 昼食等一部実費負担あり
- お問合せ 東根市社会福祉協議会 41-2361

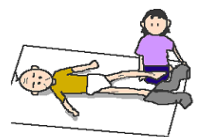


○家族介護者交流激励支援事業

- 内容 介護者同士の交流と介護者の心身のリフレッシュを目的に、年に数回バスで小旅行や旅館等での会食懇親会などを開催する事業です。健康相談や介護相談も行います。
- 対象者 市内在住で、要介護度4または5に相当する方を在宅で介護している家族
認知症高齢者の日常生活自立度のランクⅢ、ⅣおよびMに相当する方を在宅で介護している家族
- 費用 無料
- 申込 東根市社会福祉協議会 41-2361
担当の介護支援専門員(ケアマネジャー)

○家族介護用品支給事業

- 内容 常時失禁状態高齢者などを介護している家族に対し、介護用品を購入できる助成券を支給します。対象の介護用品は、紙おむつ・尿とりパット・使い捨て手袋・清拭用品・ドライシャンプー・使い捨て介護用シーツ・口腔ケア用品・とろみ剤・消臭関連用品(排泄に直接関係あるもの)です。
- 助成内容 次のとおり助成券を支給します。
- ①月額4,000円・・・介護している人が属する世帯の市民税が課税の世帯
 - ②月額7,500円・・・介護している人が属する世帯の市民税が非課税の世帯
- ※4月、5月の申請については、前年度の市民税にて助成額を決定します。
- 対象者 次のいずれかに該当する人を介護している家族
- ①要介護認定において要介護4・5の認定を受けている人
 - ②要介護認定において要介護1～3の認定を受けている人で常時失禁状態にあるか中程度以上の認知症がある人
 - ③要介護認定を受けていないが、市長が①②に相当すると認めた人
- 申込 市福祉課長寿介護係 42-1111(内線2168)
申請者の印鑑、介護保険被保険者証を持参の上、福祉課14番窓口で申請してください。



○在宅家族介護者支援事業



内容	要介護高齢者などを在宅で介護する家族を支援する事業です。 介護保険外のサービスで ・要介護高齢者の通院介助 ・要介護高齢者の見守りと話し相手(認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ以上の人が対象) ・要介護高齢者の食事の調理、配膳 ・要介護高齢者の身体介護など 利用時間は、一人につき月8時間、一回の利用につき最大2時間までとなります。 利用上限があります。	
対象者	①要介護高齢者(要介護1～5の認定を受けている者、身体障害者手帳1、2級を所持している者)を自宅で介護している方 ②一人暮らしの要介護高齢者	
実施事業所	・東根市社会福祉協議会 41-2361 ・ここにこヘルパーステーション 41-1125	・ニチイケアセンター東根 49-1551
費用	利用事業所により異なりますので、お問い合わせください。	
申込	市福祉課長寿介護係 42-1111(内線2166)	

障がい者のサービスやその他の公的サービス

○福祉タクシー券

内容	①福祉タクシー券・月3枚、1枚で小型タクシー基本料金の90%を助成します。(1回の乗車につき3枚まで使用可) ②リフト付きタクシー券・月2枚、1枚で基本料金の70%を助成します。(1回の乗車につき2枚まで使用可) ※①②とも利用券使用時に障害者手帳を提示し、利用券を運転手に提出します。
対象者	①身体障害者手帳1～3級の人、療育手帳A・B級の人、精神障害者保健福祉手帳1～3級の人 ②下肢・体幹・移動機能障がいのいずれかで身体障害者手帳1～2級の人
申込	①市福祉課福祉相談係 42-1111(2145～2147) 原則として申請は本人もしくは家族(申請の際、印鑑(本人)身体障害者手帳または療育手帳または精神障害者保健福祉手帳が必要) ②市福祉課福祉相談係 42-1111(2145～2147)

○給油券

内容	月1枚 1枚500円 タクシー券か給油券はどちらかの選択になります。
対象者	福祉タクシー券と同じ かつ自家用自動車を所有している方
申込	市福祉課福祉相談係 42-1111(2145～2147)原則として申請は本人もしくは家族(印鑑、身体障害者手帳または療育手帳または精神障害者保健福祉手帳・車検証を持参してください)

○人工透析患者への通院交通費の助成

内容	人工透析患者への通院交通費が通院距離に応じて助成されます。		
	支給限度月額	・往復15km未満 1,500円	・15以上30km未満 2,000円
		・30km以上 3,000円	
	4月と10月に支給されます。		
対象者	腎臓機能障がいによる身体障害者手帳を所持し、人工透析を受けるため医療機関に交通機関(自家用車を含む)を利用し通院している方で、本人及び同居世帯生計中心者の前年の所得税が非課税の方		
申込	市福祉課福祉相談係 42-1111(2145～2147)		

○駐車禁止除外の取扱い

- 内容 公安委員会へ申請することで、身体障がい者本人または家族が運転して特定の場所へ送迎する場合に、駐車禁止除外の許可がもらえます。
- 対象者 身体障害者手帳をお持ちの方で、歩行困難な方
- ① 下肢または体幹障がい3級以上、体幹障がい4級は県内のみ
 - ② 視覚障がい3級以上、4級でも両眼の視力の和が0.09以上～0.12以下の方が対象となるが両眼の視野がそれぞれ10度以内(角度)は対象外となる。
 - ③ 内部障がい3級以上
 - ④ 平衡機能障がい2級以上
 - ⑤ 聴覚障がい3級以上
 - ⑥ 上肢機能障がい2級以上
- またはその家族
- 申込 山形県村山警察署 (0237)52-0110
申請書・印鑑・身体障がい者手帳が必要になります。

○身体障がい者等用駐車施設利用証

- 内容 利用証の交付を受けられ、身体障害者等用駐車施設を利用できます。
- 対象者
- ① 身体障がいのある方(障がいの種類、程度によって該当しない場合あり)
 - ② 介護保険の要介護状態区分「要介護度1」以上の方
 - ③ 療育手帳の障害程度欄「A」の方
 - ④ 特定疾患医療受給者の方(該当しない場合あり)
 - ⑤ 妊産婦の方(妊娠7ヶ月から産後3ヶ月)
 - ⑥ けがをしている方(車椅子、杖などの使用期間で、医師の診断書が必要)
- 申込 市福祉課福祉相談係 42-1111(内線2145～2147)

○おむつ給付券

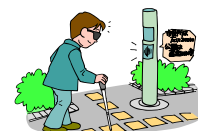
- 内容 常時失禁状態にある心身障がい児者におむつ給付券を支給します。
- 対象者 市内に住所を有する在宅者及び常時失禁状態にある心身障がい児者で、以下のいずれかに該当する者
- ① 身体障害者手帳1・2級の人
 - ② 療育手帳Aの人
- 申込 市福祉課福祉相談係 42-1111(内線2145～2147)

○在宅酸素療法者支援事業

- 内容 在宅酸素療法を行っている方に月額4,000円支給します。9月と3月に支給されます。
- 対象者 呼吸器機能障がいのある身体障がい者で、在宅酸素療法を行っている方(医療費負担減額制度の該当者は除かれます。)
- 申込 市福祉課福祉相談係 42-1111(内線2145～2147)
申請時に証明書・身体障害者手帳・印鑑が必要です。

○補装具の交付および修理

- 内容 盲人安全杖、補聴器、義肢、装具、車椅子等の購入と修理の助成を受けられます。
- 対象者 身体障害者手帳を持っている方(ただし、障がいおよび程度によって異なります)
- 費用 本人および世帯の住民税の課税状況により費用負担があります。
- 申込 市福祉課福祉相談係 42-1111(内線2145～2147)
申請書、印鑑、身体障害者手帳、意見書、見積書が必要です。



○自動車改造費助成

- 内容 身体障害者手帳所持者が自ら運転し、所有または取得する自動車を改造する場合、経費を助成します。
- 対象者 身体障害者手帳を持っている方が自ら運転する方
- 助成費 改造に要する費用と認められる額で10万円を限度(所得制限があります。)
- 申込 市福祉課福祉相談係 42-1111(内線2145~2147)
申請書、印鑑、身体障害者手帳、運転免許証、見積書、車検証、同意書が必要です。

○介護用車両費助成

- 内容 重度身体障がい者の介護にともない、身体障がい者本人又は生計を一にする方が所有する自動車を車椅子の使用に配慮した改造を行う場合、もしくは購入する場合の経費が助成されます。
- 対象者 下肢・移動障がい1、2級、体幹障がい1~3級までの身体障害者手帳を持っている方。または市長が車椅子などを使用しなければ外出が困難と認めた身体障がい者のいる世帯
- 助成費 改造又は購入に要する経費の1/2以内で20万円を限度(所得制限があります)
- 申込 市福祉課福祉相談係 42-1111(内線2145~2147)
申請書、印鑑、身体障害者手帳、運転免許証、見積書、車検証、同意書が必要です。

○日常生活用具の給付

- 内容 日常生活を容易にするために特殊マット、特殊寝台、入浴補助用具、屋内信号装置、盲人用テープレコーダー、便器、ストマ用装具などを給付します。
- 対象者 身体障害者手帳を所持する原則在宅の者で、各用具の要件を満たす者
- 費用 世帯の住民税課税状況に応じて費用負担があります。
- 申込 市福祉課福祉相談係 42-1111(内線2145~2147)
申請の際は、申請書、印鑑、身体障害者手帳、見積書、同意書が必要です。

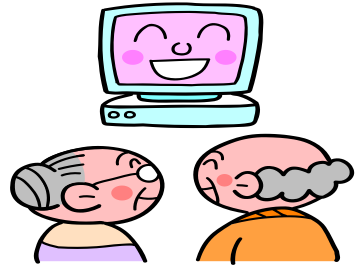


○有料道路通行料金割引

- 内容 有料道路通行料が5割引になります。
福祉課で、対象車両の登録と身体障害者手帳
または療育手帳に割引対象者の記載を受け、
有料道路利用時に提示します。
- 対象者 ・身体障がい者が自ら運転する場合
・第1種の身体障害者手帳または療育手帳Aを
お持ちの方を乗せて介護者が運転する場合
- 申込 市福祉課福祉相談係 42-1111(内線2145~2147)
申込の際は、申請書、車検証、印鑑、身体障害者手帳または療育手帳、自ら運転する場合は運転免許証が必要です。

○NHK放送受信料の免除

- 内容 **受信料の全額免除**
および「身体障がい者」「知的障がい者」「精神障がい者」が世帯
対象者 構成員であり、世帯全員が住民税非課税である場合
受信料の半額免除
・視覚・聴覚障がい者が世帯主である場合
・身体障がい1、2級の方、重度の知的障がい者、
重度の精神障がい者、重度の戦傷病者が世帯主
で受信契約を結んでいる場合



申込 市福祉課福祉相談係 42-1111(内線2145~2147)
申込の際は、申請書、印鑑、各種障害者手帳が必要です。

○自動車税、軽自動車税、自動車取得税の減免

- 対象者 ①身体障害者手帳の交付を受けている方(障がいの程度が一定の範囲に該当する方)
②療育手帳の交付を受けている方(障害程度が直近の判定でAの方)
③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方(障害等級が1級の方)

名義人 障がい者の方ご本人の名義の自家用車に限ります。
ただし、知的障がい者、精神障がい者、18歳未満の身体障がい者の場合は、その障がい者の方
と生計を一にする方の名義でも対象となります。

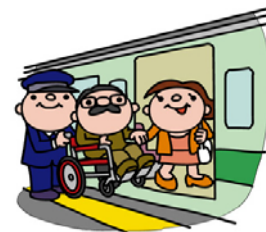
- 必要書類 ●本人運転の場合
1. 自動車税・自動車取得税減免申請書(新規・名義変更登録時のみ)
2. 自動車税減免申請書
3. 自動車税納税通知書(定期賦課時)
4. 自動車検査証
5. 運転免許証(実際に運転する人のもの)
6. 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか
7. 申請者の印鑑
●家族等運転の場合
1~7のほか、8. 住民票謄本(障がい者と運転者が同一住所であることを証明するもの)
9. 使用目的を証明する書類(通院証明書、通学証明書、通所証明書等)
●介護者運転の場合
1~7のほか、8. 住民票謄本(障がい者で構成されている世帯のもの)
10. 自動車運行計画書
11. 誓約書

申込 ●自動車税および自動車取得税
村山総合支庁税務課へ申請
●軽自動車税
本人運転は2~7と同様の書類を準備し、家族等や介護者が運転する場合は9を準備して東根
市役所税務課へ申請

○JRの旅客運賃割引

①身体障害者手帳をお持ちの方

- 内容 1) 第1種をお持ちの方の場合
＜介護者付＞
区間制限なく乗車券・急行券・回数券・定期券が5割引になります。
＜単身利用＞
片道100kmを超えると普通乗車券が5割引になります。
- 2) 第2種をお持ちの方の場合
＜単身利用＞
第1種をお持ちの方と同じです。



申込 乗車券を購入する際、JR各社の窓口到手帳を提示することで、運賃が割り引かれます。

②療育手帳をお持ちの方

- 内容 1) 療育手帳Aをお持ちの方の場合
＜介護者付＞
区間制限なく乗車券・急行券・回数券・定期券が5割引になります。
＜単身利用＞
片道100kmを超えると普通乗車券が5割引になります。
- 2) 療育手帳Bをお持ちの方の場合
＜単身利用＞
療育手帳Aをお持ちの方と同じです。

申込 乗車券を購入する際、JR各社の窓口到手帳を提示することで、運賃が割り引かれます。

○バス運賃の割引

①身体障害者手帳をお持ちの方

- 内容 第1種の手帳をお持ちの方は本人と介護者1名分、第2種の手帳をお持ちの方は本人分のみ、バス運賃が割引されます。割引率は、第1種、第2種ともに5割引です。
運賃支払時、手帳の提示が必要です。

②療育手帳をお持ちの方

- 内容 療育手帳Aをお持ちの方は本人と介護者1名分、療育手帳Bをお持ちの方は本人分のみ、航空運賃が割引されます。割引率は、A、Bともに5割引です。
運賃支払時、手帳の提示が必要です。



○航空運賃の割引

①身体障害者手帳をお持ちの方

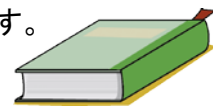
- 内容 満12歳以上の方で、第1種の手帳をお持ちの方は本人と介護者1名分、第2種の手帳をお持ちの方は本人分のみ、航空運賃が割引されます。
搭乗券を購入する際、窓口到手帳を提示してください。

②療育手帳をお持ちの方

- 内容 療育手帳Aをお持ちの方は本人と介護者1名分、療育手帳Bをお持ちの方は本人分のみ、航空運賃が割引されます。
搭乗券を購入する窓口到手帳を提示してください。

○図書宅配サービス

内容 あらかじめサービスの登録をした方が電話又はFAXで借りたい本を図書館に申し出ますと、水曜日にボランティアがその本を自宅まで配達いたします。回収については2週間後の水曜日に自宅に伺います。
一人当たり5点(内AV資料は2点)まで借りることができ、貸出期間は2週間です。
本を選ぶための図書目録については、登録手続きの時にお渡します。
(ホームページで蔵書検索をおこない本を選ぶこともできます)
視覚障がい者の方には、目録を録音したCDをお渡しいたします。



登録手続き 図書宅配サービスをご利用したい方は、本人または代理人の方が来館し、カウンターで利登録手続きをしてください。

対象者 ①満70歳以上の方(自動車運転免許証など生年月日が確認できるものの提示が必要)
②身体障がい者手帳をお持ちの方で等級1・2の方(手帳の提示が必要)
③療育手帳をお持ちの方で等級A・Bの方(手帳の提示が必要)
④障害基礎年金・障害厚生年金等を受けている方で等級1・2の方(証明等の提示が必要)
⑤介護被保険者のうち「要介護1～5」又は「要支援1・2」の認定を受けた方
(被保険者の提示が必要)
上記の②～⑤と同等の理由が認められる方(家族の署名が必要)
一時的に図書館に来館できない方(骨折・産後4週間)(家族の署名が必要)

お問合せ まなびあテラス図書館 53-0223

○手話通訳者及び要約筆記奉仕員派遣

内容 公的機関、医療機関、就職手続きなどのため事業所へ赴く時に手話奉仕員が派遣されます。
対象者 身体障害者手帳をお持ちの、聴覚障がい者
申込 市福祉課福祉相談係 42-1111(2145～2147)
申込の際に、申請書と印鑑が必要です。

○自立支援医療(更生・育成医療)の給付

内容 身体障がい者(児)が手術等によって障がいの程度を軽くしたり取り除いたり、また、進行を防ぐために行う医療の給付を行います。ただし、指定された医療機関で行う必要があります。
本人と、本人が加入している保険と同一保険に加入している世帯員の前年の住民税額等により費用負担があります。



対象者 ・視覚障がいを持っている方
・聴覚、平衡機能に障がいを持っている方
・音声機能、言語機能またはそしゃく機能に障がいを持っている方
・肢体不自由の方
・心臓、腎臓、肝臓又は小腸の機能に障がいを持っている方
・ヒト免疫不全ウイルスによって免疫の機能に障がいを持っている方
(ただし、「心臓機能障がい者に対する更生医療の給付」は手術およびこれにともなう医療に限られ、いわゆる内科的治療のみのもは除く。また、「腎臓機能障がい者に対する更生医療の交付」は、慢性血液透析療法およびこれにともなう医療に限る。)

お問合せ 市福祉課福祉相談係 42-1111(内線2145～2147)

○声の広報

内容 録音(カセットテープ等)により、視覚障がい者に月1回「市報ひがしね」に掲載されている内容をお知らせします。
対象者 視覚障がい者で希望される方
申込 市福祉課地域福祉係 42-1111(2141～2144)

○自立支援医療(精神通院医療)

- 内容 通院する場合、医療費の自己負担が原則1割になり、世帯の所得水準に応じて負担額の上限が設定されます。
- 対象者 統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障がい、てんかん、精神病質その他の精神疾患のため、通院による精神医療を継続的に要する方



- 申請 市福祉課福祉相談係 42-1111(内線2145~2147)
申請の際は、申請書のほか、診断書や健康保険証の写し、個人番号がわかる書類(個人番号カード又は通知カード)、世帯の所得が確認できる書類や印鑑などが必要です。

○成年後見制度

- 内容 認知症や精神上の障がいによって判断能力が不十分な方が、土地の売買や金銭の管理をしてもらったり(財産管理)、身の回りの世話をしてもらうための体制を整えたり(身上監護)することを、本人に代わって法的に権限が与えられた法定代理人(成年後見人等)が行い、本人が安心して日常生活を送ることができるように本人を保護し、支援する制度です。
- 対象者 認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が低下している方(施設入所や病院入院中の方でも、利用できます)
- 申込 山形家庭裁判所
- 相談先 担当地区の地域包括支援センターで成年後見制度の説明が受けられます。

○福祉サービス利用援助事業

- 内容 次の支援が受けられます。
- ①福祉サービスの利用のお手伝い
福祉サービスに関する情報の提供、相談。福祉サービスの利用料を支払う手続きや日常生活に必要な事務手続き。
 - ②日常的な金銭の出し入れのお手伝い
生活費の引き出し支援や公共料金・税金の支払い・口座引落としの手続き、日用品等の購入代金を支払う手続き。
 - ③大切な書類等のお預かり
大切な書類や通帳、印鑑、年金証書などの保管(貴金属や株券、現金等は除く)
- 対象者 高齢者や知的・精神障がいのある方などで、福祉サービス利用やお金の管理など、日常生活に不安を持っている方。施設や病院に入院している方でも利用できます。
(判断能力がない方については、成年後見制度の利用になります)
- 費用 一回1,500円(ただし生活保護の方は無料)
- お問合せ 東根市社会福祉協議会 41-2361
山形県社会福祉協議会福祉サービス利用支援センター 023-625-4162

金銭面での支援

○生活福祉資金貸付

内容 低所得者、高齢者、身体障がい者等の世帯に対し、資金の貸付と必要な援助指導が受けられます。経済的自立および生活意欲の助長促進ならびに在宅福祉および社会参加の促進を図り、安定して生活を営んでいただけるように支援します。



対象者 低所得世帯および身体障がい者世帯、知的障がい者世帯ならびに日常生活上介護を要する65歳以上の高齢世帯で他から必要な援助融資を受けることが困難な世帯で、資金融資を受けることにより、独立自活できると認められる世帯。

資金の種類 ○総合支援資金、○福祉資金、○教育支援資金、○不動産担保生活資金
限度額や償還期限等は資金により異なる。
利子は年1.5%(教育支援資金、福祉資金の緊急小口資金は無利子。また、連帯保証人ありの場合も無利子)

申込 東根市社会福祉協議会 41-2361

○生活困窮者自立支援制度

内容 経済的な問題で生活に困っている、仕事が見つからない、家賃を払えない、家族のことが心配、社会に出るのが怖い、将来が不安、どこに相談したらいいかわからない、などの悩みを抱えている方に対し、支援員が専門機関と連携して、問題解決に向けて支援していきます。
相談無料・秘密厳守。来所相談の他、電話、自宅訪問による相談可。
生活福祉資金の貸付相談やフードバンクによる緊急的な食糧支援も行っています。

対象者 (年齢に制限はありません)
最低限の生活の維持が困難になるおそれのある方(生活保護を受けていない方)
生活上の困難に直面している方
社会的な孤立状態でお悩みの方 など

お問合せ 東根市社会福祉協議会(生活自立支援相談窓口) 41-2361

○たすけあい資金貸付

内容 低所得世帯で他から必要な援助融資が受けることが困難で、緊急に資金を要する世帯に貸付を行います。生活一般として、5万円以内です(ただし、特別貸付は7万円以内)。

申込 東根市社会福祉協議会 41-2361
申込の際は、印鑑、民生委員意見書等、保証人1名が必要です。

○生活保護

内容 生活保護は「生活保護法」に基づき、既に生活に困窮している方に対し、最低生活を保障するとともに、自立を手助けする制度です。

お問合せ 市福祉課福祉相談係 42-1111(内線2145~2147)

地域包括支援センターってどんなところ？

東根市の高齢者のみなさんを、いつまでも住み慣れた地域で元気にいきいきと暮らしていけるよう、介護・福祉・健康・医療などのさまざまな面から総合的に支えていきます。

こんなときにご利用ください。

自立した生活が継続できるよう支援します

介護予防のケアプランの作成や、健康を維持・向上を希望される方はご相談ください。

みなさんの権利を守ります

悪質な訪問販売や虐待を見聞きしたときはご相談ください。
成年後見制度をご利用したいときはご相談下さい。

何でもご相談ください

どこに相談したらよいかわからない悩みごと、いつでもご相談ください。

さまざまな方面から支えます

介護保険制度のことや地域のサービス、ネットワークのことなど、お問い合わせください。

まずはご相談ください。

地域包括支援センターでは、主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士の3職種が対応しております。それぞれの専門性を活かし、連携をとりながら、地域包括支援センターの「チーム」として支援させていただきます。安心してご相談ください。



～総合的な相談窓口～

- 東根・神町地区
東根市地域包括支援センター
(東根市ふれあいセンター内)
42-3939
- 大富・小田島・長瀬地区
東根市地域包括支援センターしろみず
(第二白水荘内)
53-0600
- 東郷・高崎区
東根市地域包括支援センター
しろみずサブセンター
(白水荘内)
53-0606

24時間
対応

秘密厳守

相談無料